

令和5年第4回東大和市議会定例会会議録第27号

令和5年12月18日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	森田博之君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正義君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

5番 早川美穂君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（18名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村西君
子ども未来部長	志村明子君	地域福祉部長	伊野宮崇君
健康いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	金子秀之君
教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
子育て支援課長	原里美君	福祉推進課長	山田茂人君
障害福祉課長	大法努君	介護保険課長	里見拓美君

議事日程

- 第 1 第 7 5 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計補正予算（第 6 号）
〔総務委員会審査報告 日程第 2～日程第 3〕
- 第 2 5 第 1 9 号陳情 ガザの即時停戦のための積極的外交活動を政府に要求する意見書の提出を求める陳情
- 第 3 5 第 2 0 号陳情 指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 4～日程第 6〕
- 第 4 5 第 1 6 号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情
- 第 5 5 第 1 7 号陳情 東大和市の学校給食無償化を求める陳情
- 第 6 5 第 1 8 号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情
- 第 7 委第 5 号議案 国に対し学校給食費の無償化を求め、実現までの間、財政的支援の実施を求める意見書
- 第 8 議第 1 0 号議案 速やかに実効性のある効果的な「日本版 DB S」の創設を求める意見書
- 第 9 議第 1 1 号議案 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書
- 第 1 0 議第 1 2 号議案 コロナ感染拡大第 1 0 波へ万全の対応を求める意見書
- 第 1 1 議第 1 3 号議案 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書
- 第 1 2 議第 1 4 号議案 米軍横田基地 C V 2 2 オスプレイの墜落・死亡事故を受け、オスプレイの全機飛行停止、横田基地からの全面撤去、自衛隊立川基地への飛来中止を求める意見書
- 第 1 3 議第 1 5 号議案 北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議
- 第 1 4 議第 1 6 号議案 ロシアのウクライナ侵略の即時停止及びガザでの即時停戦等を求め、深刻な国際情勢を打開するための積極的な平和外交の推進を求める決議
- 第 1 5 陳情の付託
- 第 1 6 閉会中の特定事件調査について
- 第 1 7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 7 まで

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（東口正美君） ここで、欠席の届出について報告いたします。
早川美穂議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

○議長（東口正美君） ここで、12月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

去る12月15日に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

配付してありますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案7件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。

そのうち、議第15号議案及び議第16号議案につきましては、全議員による提出となっております。

また、12月15日、正午までに受理した陳情は1件で、建設環境委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第75号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第6号）

○議長（東口正美君） 日程第1 第75号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） おはようございます。

ただいま議題となりました第75号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、物価高騰の影響が続く中、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく国の令和5年度補正予算が成立し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることとなったこと等により、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を支給すること、これまで支援が行き届かなかった若者に対する若者応援給付金を支給すること、介護サービス事業所の負担軽減に向けた物価高騰対応助成金を支給すること、もうすぐママ応援給付金事業を継続すること及び学校給食食材料費の高騰に伴う保護者の負担増を回避するための助成を行うことについて、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1,235万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402億5,104万7,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第11款の地方交付税は2億228万1,000円の増額であります。国の再算定に伴います普通交付税の増額であります。

第15款の国庫支出金は7億4,942万6,000円の増額であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上であります。

第19款の繰入金は4,489万4,000円の減額であります。財政調整基金とりくずしの減額であります。

第22款の市債は9,445万4,000円の減額であります。臨時財政対策債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の民生費は7億3,928万6,000円の増額であります。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費、若者応援給付金事業費及び物価高騰対応重点支援事業費の計上であります。

第4款の衛生費は1,591万1,000円の増額であります。もうすぐママ応援給付金事業費の増額であります。

第10款の教育費は5,716万2,000円の増額であります。物価高騰対応重点支援事業費の計上であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第2表繰越明許費であります。

第3款民生費、第1項社会福祉費の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業は6億4,807万円1,000円、次の若者応援給付金事業は5,561万5,000円であり、それぞれ物価高騰の影響に対する給付金の支給に係る事業費であります。

第4款の衛生費、第1項保健衛生費のもうすぐママ応援給付金事業は1,591万1,000円であり、令和5年度に実施している同事業について、切れ目なく令和6年度においても実施するものであります。

第10款教育費、第5項保健体育費の物価高騰対応重点支援事業は5,716万2,000円であり、学校給食食材料費の高騰に伴う保護者の負担増を回避するための助成を行うものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表地方債補正であります。

臨時財政対策債は限度額を1億8,625万7,000円から9,180万3,000円に変更するものであります。国の令和5年度補正予算による普通交付税の再算定により交付額が2億228万1,000円増額となりましたが、この中には臨

時財政対策債の償還財源の一部として前倒しして措置された分も含まれており、この措置分について借入額を減額するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 松本幹男君 降壇]

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

11款1項1目1節地方交付税は2億228万1,000円の増額であります。再算定に伴う普通交付税の増額であります。

9ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は7億4,942万6,000円の増額であります。

4節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金も同額の計上ですが、国の総合経済対策に係る交付金の計上であります。

11ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は4,489万4,000円の減額ですが、財政調整基金とりくずしの減額であります。

13ページをお開きください。

22款1項市債、9目1節臨時財政対策債は9,445万4,000円の減額ですが、普通交付税の再算定等に伴う減額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は8億1,235万9,000円の増額で、補正後の予算額は402億5,104万7,000円となるものであります。

15ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費は7億3,928万6,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は7億2,008万6,000円の増額であります。

22の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費は6億6,447万1,000円の計上であります。住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を給付するもので、生活保護世帯に対しましてはプッシュ型で1月末までを目途に、その他の世帯につきましても早期に給付できるよう努めてまいりたいと考えております。

17ページをお開きください。

23の若者応援給付金事業費は5,561万5,000円の計上ですが、これまで支援が行き届かなかった若者に対し、応援給付金を給付する経費の計上であります。対象者は、令和6年4月1日時点で満19歳から24歳までの市民で、1人当たり1万円相当の電子マネーを給付する予定であります。市の公式LINEへの友だち登録をした方を主な対象とすることで今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。

3目老人福祉費は1,920万円の増額であります。

16の物価高騰対応重点支援事業費も同額の計上ですが、市内の介護サービス事業所に対する物価高騰

対応助成金を計上するものであります。

19ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、9のもうすぐママ応援給付金事業費は1,591万1,000円の増額であります。令和5年度から実施している事業であります。令和6年度も引き続き切れ目なく事業を実施することに係る経費の増額であります。

21ページをお開きください。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校教育費は5,716万2,000円の増額であります。

4の物価高騰対応重点支援事業費も同額の計上ですが、学校給食食材料費の高騰に伴う保護者の負担増を回避するための助成を行うものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は8億1,235万9,000円の増額で、補正後の予算額は402億5,104万7,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（佐竹康彦君） それでは、質疑をさせていただきます。

今補正予算第6号につきましては、さきに国会で成立をいたしました国の補正予算に連動いたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した様々な事業を進めていただくための予算となっております。

そこで、今御説明いただいたところと重なる部分あるかと思っております。各事業についてその詳細を確認させていただきたいと思っております。

まず、予算書15ページ、16ページの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費では、給付金の総額が6億3,000万円となっております。1世帯当たり7万円の給付となっておりますので、9,000世帯分の予算が計上されているわけがございますけれども、その詳細な世帯数と人数がお分かりになるのかどうか伺います。

そして、給付手続についてはどのように進められるのか、また給付開始時期はいつ頃を目途としておられるのか。先ほど、生保の方たちが1月末までというふうにおっしゃっておられましたけれども、これも全体的な形で御説明いただければと思います。

続きまして、予算書17から18ページの若者応援給付金事業につきまして、これも対象となる年代、人数はどのくらいになるのか。また、給付手続はどのように進めていかれるのか。また、給付開始時期はいつ頃を目途としておられるのか伺います。

続きまして、予算書17から18ページの介護サービス事業所物価高騰対応助成金につきまして、重ねまして事業の詳細と、対象となる事業所の数、助成金の申請方法と交付時期についてどのようになっているのか伺います。

続きまして、予算書21ページから22ページの学校給食食材料費高騰対応助成金につきまして、これは繰越明許費に記載されておりますので、年度をまたいでの給食費の負担軽減が図られるものとなっております。事業の詳細について改めて伺いますとともに、高騰が続く食材料費の値上がり分に十分に充当されることを期待しておりますけれども、保護者の方の御負担はどのように変化していくものと捉えておられるのか伺います。

以上です。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書15、16ページ、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費に

おきまして3点御質疑をいただきました。

まず世帯数についてであります。今回の給付金の支給対象であります住民税均等割非課税世帯の世帯数につきまして、過去の給付金事業における支給実績を考慮した推計値として9,000世帯としております。また、人数につきましては、世帯ごとに人数が異なりますことから把握してはございません。

次に、給付方法についてであります。前回の給付金事業におきましては、生活保護世帯にはプッシュ型で給付し、その他の世帯におきましては確認書方式及び申請書方式で給付いたしました。今回につきましては、可能な限りプッシュ型の給付を基本とし、確認書方式等を補助的な支給方法として運用できないかを検討しているところであります。

次に、給付開始時期についてであります。現時点におきましては、給付金システムの改修スケジュール等の兼ね合いにより対象世帯の抽出方法が定まっておられませんことから詳細な時期は未定でございますが、1月末を目途に給付が開始できるよう検討しております。

以上でございます。

○子育て支援課長（原 里美君） 補正予算書17ページ、若者応援給付金事業になります。

対象者につきましては、平成11年4月2日から平成17年4月1日に生まれた市民で、令和6年4月1日現在19歳から24歳の方になりますが、その人数は5,100人を予定しております。

次に、給付までの流れになります。

まず、市が対象者の方に対し申請勧奨の通知を郵送して、次に対象者の方にスマートフォンでLINEを使用して申請していただき、市で申請内容を審査し、給付が決定しましたら1人につき1万円分の電子マネーを付与するという流れを予定しております。

なお、付与する電子マネーはLINE Payを予定しておりますが、利用につきましては、LINE Pay加盟店のほか、QRコードをスキャンする方式のPay Pay加盟店でも可能でございます。

実施時期につきましては、現時点のところ未定でございますが、今回の予算を繰越しさせていただき、高校生等応援給付金事業の検証を踏まえ、令和6年度の早い時期に実施したいと考えております。

以上でございます。

○介護保険課長（里見拓美君） 補正予算書17、18ページ、介護サービス事業所物価高騰対応助成金の事業内容についてであります。物価高騰の影響を受けた介護サービス事業所が安定的にサービスを提供できるよう、令和6年3月31日までの事業継続を条件として助成金を支給するものでございます。

対象事業所は106事業所を予定しており、法人単位の上限額は設けず、サービス種別ごと、20万円または10万円を助成する予定でございます。

また、申請方法についてであります。書面による申請に基づいて助成いたします。

なお、交付時期は令和6年3月頃を予定しております。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書21、22ページ、学校給食食材料費高騰対応助成金についてであります。現在市におきましては、学校給食食材料費が高騰したことから、令和4年度に引き続き令和5年度におきましても給食会計への助成金を計上し対応しているところであります。現在も食材料の価格高騰が続いておりますことから、追加で助成金を計上するものでございます。

今回補正予算に計上しております5,716万2,000円につきましては、全額令和6年度に繰越しを行い、令和6

年度分の給食費に充てる予定でございます。

また、保護者の方の負担の変化についてでございますが、現在学校給食センター運営委員会の専門部会におきまして、学校給食の提供に必要な給食費の改定案が検討されておりますが、仮にその改定案のとおり、増額となる給食費が改定案のとおりになりましたら、その増額となる給食費の補助が行えるものと見込んでございます。そのため、保護者の方が負担する学校給食費は変わることはなく、今年度と同額に抑えられる見込みでございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 1点、再質疑をさせていただきます。

予算書17から18ページの若者応援給付金事業についてでございますけれども、高校生等応援給付金の事業の検証を踏まえてというような御答弁ございました。それと同様な取組であるとしたならば、LINEの友だち登録を活用して青年世代の声を直接受け止めるような、そういった取組を進めていただければと思うんですけれども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

あわせて、1点要望でございますけれども、対象者の方に申請勧奨の通知を郵送されるということでございますので、ぜひその対象者の若い世代の方々が自分とは関係ないというふうに思わないで、これは私に來たんだというふうに思ってもらえるような、目を引くようなというか、分かりやすい、きちんと対象者の方に情報が届くような、そういったお取組をしていただければというふうに要望させていただきます。

1点、LINEの友だち登録の件について再質をさせていただきます。

○子育て支援課長（原 里美君） 補正予算書17ページ、若者応援給付金事業の取組でございますが、高校生等応援給付金と同様に、申請時にアンケート調査を実施するほか、市の公式LINEの友だち登録も依頼させていただきます。このことにより、市と若者がつながりを持ち、市政に対する若者からの意見聴取の実施に活用することや、市の情報を若者にタイムリーに提供できる効果が図れると考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

まず、16ページの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金ですけれども、これ、国の事業だと思うんですが、一般財源で4,400万円、それから推奨事業メニュー分ということで400万円計上されています。これは国の施策に上乗せなどがあるのかどうか伺います。

それから、400万円の推奨事業メニュー分はどのような名分で充当されているのか、それから都内で上乗せ等を行う自治体があるのかどうか伺います。

それから、18ページの若者応援給付金事業ですけれども、一つは高校生等応援給付金事業との関係で、はざまになって落ちてしまうような方は出ないと思うんですけれども、ちょっとそこを確認したいと思います。

それから、もう一つは、高校生等応援給付金の事業の際の質疑で、スマホを持っていない方もいるんじゃないか、そういう方に対する給付どうするんだという質疑させていただいて、そこは対応するんだということでしたが、この事業についても同様な対応となるのか確認したいと思います。

それから、18ページの介護サービス事業所への物価高騰対応助成金、これは重要だと思いますし、速やかな支給を求めますけれども、介護事業所の現状についての認識を伺います。あわせて、今回は障害福祉事業所や保育施設等への助成、計上されなかったわけですけれども、このことについて考えを伺います。

それから、22ページの学校給食食材費高騰による保護者負担増を回避するための助成金ですけれども、先ほ

ど御答弁で、いずれにしても来年度、保護者の給食費負担は今年度と同額になる見込みだということでしたけれども、そもそも来年度、国からの交付金が見込めないということを理由に値上げの検討がされていたと思いますけれども、この検討そのものについて中止をしないのかどうか確認したいと思います。

それから、最後に2ページと3ページのところですけれども、今回の補正予算全体ですけれども、地方創生臨時交付金を除くと、再算定で地方交付税が2億200万円余り増えて、臨財債が9,500万円ほど減ったと。増減で増えた1億700万円のうち6,300万円を物価高騰対策事業の一般財源分に充てて、残り4,500万円ほどを市の財布である財政調整基金に積み戻したということになっています。

これまでの実績から言えば、障害福祉事業所と保育所等への助成金は3,500万円ほどあれば実施できるので、この4,500万円、市の財布に戻さないで、これらの障害福祉事業所、保育所等への助成金、こういうところに充てるべきではないかと考えますが、検討状況について伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書16ページ、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金についてであります。国の施策に基づき、1世帯につき7万円の給付を予定しておりまして、上乗せはございません。

また、財源の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニュー分を一部活用しておりますが、メニューに示されている生活者支援のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援として充当しているものであります。

また、都内で上乗せ等を行う自治体につきましては情報収集をしているところでありますが、現時点では確認できておりません。

単価を上回る分につきましては、事務費に対する交付金につきましては、国から1世帯当たりの単価が示されておりますが、補正予算編成時の単価がその単価を上回りましたことから交付金が不足するため、一般財源により補填をしているところでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（原 里美君） 補正予算書17ページ、若者応援給付金事業についてであります。今回対象者は令和6年4月1日現在で19歳から24歳の高校生等応援給付金の対象者から続く年長の年代としておりますので、この2つの給付金の対象者の年代におきましては、重複や抜け落ち等はございません。

次に、スマートフォンによる申請が難しい方につきましては、申請時に御相談いただければ、高校生等応援給付金と同じように紙の申請による申請や口座振込による支給の対応をさせていただく予定としております。

以上でございます。

○介護保険課長（里見拓美君） 補正予算書18ページ、介護事業所の現状についてであります。サービス提供に当たり、車の送迎、食事の提供及び光熱水費を含めた施設の維持管理が必要になりますことから、物価高騰によりこれらの経費の負担が事業所の運営に影響しているものと認識しております。

以上でございます。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書18ページ、物価高騰対応重点支援事業費についてであります。障害福祉サービス事業所につきましては、令和5年第2回市議会定例会における第2号補正により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市として物価高騰に対する助成を実施してきたところでございます。

今後東京都が実施主体となり、障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業として支援金を支給する見込みでありますことから、計上には至っておりません。

以上でございます。

○子ども未来部長（志村明子君） 補正予算書18ページ、物価高騰対応重点支援事業費のうち、保育施設等への助成についてでございますが、令和5年度におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び保育所等物価高騰緊急対策事業補助金を活用して、それぞれ保育施設等において物価高騰における助成金を現在まで実施してきたところであります。

今後東京都において、保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の後期分も見込まれておりますことから、今回の計上には至らなかったものであります。

以上です。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書21ページ、22ページ、学校給食食材料費高騰対応助成金、給食費の改定についてでございますが、当市におきましては、国が定める学校給食法に基づきまして、原則としては給食食材料費は保護者負担としておりますことから、必要となる給食食材料費を給食費として定めることが適正であると認識してございます。

そのため、現在専門部会で検討いただいている段階ではございますが、学校給食センター運営委員会からの答申をいただくこととなっておりますので、その答申書の内容に沿って進めていく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書18ページ、物価高騰対応重点支援事業費について、障害福祉サービス事業所に対する検討状況についての質疑でございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今後東京都が実施主体となり、第2号補正による対応と同一の趣旨、目的で障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業として支援金を支給する見込みでありますことから、計上しておりません。

以上でございます。

○子ども未来部長（志村明子君） 補正予算書18ページ、物価高騰対応重点支援事業費についてでございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、既に同様の助成を実施したこと、また今後において東京都の助成が見込まれておりますことから、実施には至らなかったものであります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

18ページの介護サービス事業への物価高騰対応助成金のところですが、2つ確認したいんですけども、障害福祉事業所と保育所等へは令和5年第2回定例会で物価高騰助成を行ったということですが、同じ時期に介護事業所への物価高騰助成は行われなかったのかというのが一点と、それからもう一点は、東京都において今後障害福祉事業所、保育所等への助成が行われる予定だということですが、介護事業所については東京都の助成から外れているという理解でいいのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 補正予算書18ページ、物価高騰の助成金で、介護事業所に対する補正ですが、第2回の定例会での補正予算でも同じように介護事業所に対する物価高騰の助成金を行っております。

また、2点目の東京都の補助なんですけれども、東京都の介護事業所への補助はございますが、施設に對しましては、いわゆる第1段階から第3段階までの方の物価高騰対応分として一部の施設が対象になっていること、また通所・訪問に関しましても、いわゆる燃料費として車1台分につき何千円という形の少額な補助がございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 1点伺います。

補正予算書19、20ページのもうすぐママ応援給付金事業費ですけれども、令和5年から引き続き、続けて給付金事業が行われるということなんですけれども、対象となる期間が令和6年度の1年間最後まで対象となるのかというところをお聞きします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 補正予算書20ページ、もうすぐママ応援給付金事業の対象といたしましては、令和6年度中に母子健康手帳の交付を受けた方で、市内に住所を有する妊婦の方ということで予定をしております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算書の22ページの物価高騰対応重点支援事業費、学校給食費の助成金のところなんですけれども、これまでの議事録とか見ましても、委員の皆さんには、この来年度、見通しがないということをお話していただけたらと思います。前提にじゃ値上げをするのか、中身を落とすのかっていう、だったと思うので、ここでその見通しが立ったということなので、少なくとも委員の皆さんにはそういう説明をした上でどうするのかっていうことを御説明するべきだと思いますし、保護者の皆さんに送った、まちc o m iでもそういう御説明だったと思うので、今皆さんはそう思っている、見通しがないっていう状況になっていますので、少なくとも今回こういうことが来年度についてはありますっていうことのお知らせをした上で御意見を改めて伺うっていう必要があるかと思うんですけれども、その点教えていただければと。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書21ページ、22ページ、物価高騰対応重点支援事業費、学校給食食料費高騰対応助成金についてでございますが、現在検討部会でお話ししている内容ですね、こちら、ただいまの答弁と重なるところがございますが、給食費は給食費として定め、その上で助成金を充てると。そのお話につきましては、一応明日、学校給食センター運営委員会が開かれる予定でございますので、そこできちんと御説明いたしまして、今回のこの本補正予算につきましても結果として承認いただければ、その旨の内容も含めまして周知徹底を図って、その後、皆様からの御意見を改めて伺いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算書22ページの学校給食費高騰対応助成金ですけれども、まちc o m iのほうでもそういうことはきちんと説明していただけたらということでも理解したんですけれども、それとあわせて、これは要望ですけれども、やっぱり最初の前提が変わったわけなので、私はこれ一旦停止をして、凍結して保護者負担減らしていくっていうほうで検討していただきたいというふうに思います。こちらは要望です。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[18番 佐竹康彦君 登壇]

○18番(佐竹康彦君) 公明党の佐竹康彦です。

私は、公明党を代表して、第75号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算(第6号)に対し、賛成の立場で討論を行います。

私ども公明党は、11月27日に和地市長に対しまして物価高騰対策と経済再生に向けた取組の推進を求める要望書を提出し、さらに私の今定例会の一般質問においても、物価高騰対策に関し、国において成立した令和5年度の補正予算と連動して、東大和市においても重点支援交付金を活用した物価高騰対策の強化を進めていただくよう要望いたしました。

今回定例会最終日に当たり、迅速に補正予算を組んで事業を開始する体制を整えていただいたことに感謝申し上げます。

今補正予算第6号においては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業、若者応援給付金事業、介護サービス事業所物価高騰対応助成金事業、学校給食食材料費高騰対応助成事業を実施し、加えて、もうすぐママ応援給付金についても増額をしていただきました。国からの予算を活用して、今支援を必要としている方々の現状と市の政策課題を勘案しながら各事業を優先的に進めていただくことを高く評価いたします。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業では、国の方針に即して、物価高騰で生活に大きな影響を受ける低所得者世帯の生活支援策が強化されます。プッシュ型給付を基本とされ、確認書方式等は補助的な支給方法として検討されているとのこと。年末年始の時期ということも考え、でき得る限り早く当事者の方々に届くよう、無事故の事業推進をお願いいたします。

若者応援給付金事業では、これまでとかく支援の手が届きにくかった世代へ向けて、5,100人を対象者に見込み、優先的に給付金事業へ取り組むことを決断していただき感謝申し上げます。デジタル技術を積極的に活用し、支援を受ける当事者も行政側も負担が少ない形で事業が進むよう予定されています。また、キャッシュレス決済の利用も可能とのことでした。施策効果が十分に発揮されることを期待します。

あわせて、高校生等応援給付金事業と同様に、若い世代の意見聴取に取り組まれるとのことでした。これを機会に多くの若い世代の意見が市政に反映されるようなお取組にも挑戦していかれるよう望みます。

介護サービス事業所物価高騰対応助成金事業では、106の事業所の安定的な運営をサポートすることで、介護を受ける高齢者や家族などが安心して生活できることにつながるものと考えます。こちらも迅速な御対応をお願いいたします。

学校給食食材料費高騰対応助成事業では、高騰する食材料費に対応し、子どもたちの健やかな育ちのため、学校給食の質を下げることなく御提供いただけるよう、5,716万2,000円の繰越明許費を設定し、交付金から多くの額を割いて充当していただくことに感謝申し上げます。

また、来年度も保護者負担が同程度の見込みであることも承りました。今後とも引き続きおいしい学校給食を御提供いただき、東大和の子どもたちの育ちを支えていただくようお願いいたします。

今補正予算の各事業によりまして、物価高騰の中で生活を送り、事業にいそしむ市民の皆様や東大和市の子どもたちを力強く支えていただきますよう、何より無事故でスピード感を持って事業に取り組まれますよう心からお願いをし、賛成討論といたします。

[18番 佐竹康彦君 降壇]

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 第75号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第6号）に対し、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

補正予算第6号は、デフレ脱却のための総合経済対策に基づく国の補正予算で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約7億5,000万円と、地方交付税、臨時財政対策債の再算定によって生じた約1億700万円を財源にして物価高騰対策を講じるものとなっており、必要な措置です。

12月14日に自民・公明両党が決定した2024年度税制改正大綱では、6月以降に定額減税を実施すると明記しましたが、原則1回だけとしており、その後に軍拡増税が予定されていることとなります。半導体や自動車業界に対する、あるいはイノベーションボックス税制などの新たな大企業減税、ストックオプションの税優遇を拡大して、大企業幹部など富裕層への税優遇が明記される一方、物価対策として国民から一番支持されている消費税減税、インボイス廃止には背を向けるものとなっています。

日本共産党は、インボイスの廃止、消費税減税に踏み切るよう、改めて求めるものです。

物価対策としては、消費税減税こそ最も有効であると考えますが、住民税非課税世帯に対する給付を否定するものではありません。生活保護基準の切下げの影響は、生活保護世帯のみならず、低所得層を中心に国民全般に及んでおり、必要な措置です。国の事業でありながら、単価上限が定められているなどのために市の一般財源からの支出が計上されています。国が必要な財源を全て賄うよう要求します。

また、この施策も含め、今回計上された施策のほとんどが来年度以降に繰り越されています。政府の対応の遅れが原因ですが、できるだけ早期に施策が市民の手に届くよう求めます。

物価高騰の影響が長期にわたる下で、来年度とはいえ、若者応援給付金やもうすぐママ応援給付金が国の交付金を基に計上されたことは重要です。とりわけ、保護者負担の給食費を値上げしないで済むように交付金を充てたことは支持します。

日本共産党は、繰り返し学校給食の無償化を求め、2割以上となる学校給食費の来年度値上げが検討されていることに反対してきました。来年度、国からの財源が見込めないという前提の下に進められてきた給食費値上げの検討です。前提がなくなり、国による財源が見込めることが明確になったからには、値上げの検討そのものをやめること、値上げの中止を求めます。

介護事業所への運営助成が計上されたことも重要です。必要な介護基盤を整備する上でも、国に対して介護報酬の抜本引上げを求めるよう市に要求します。

また、障害福祉事業所、保育園等への助成を行う財源、これが十分にあることも質疑で明らかにしてきました。今回、障害福祉事業所や保育所等への助成、実施するために必要な財源、実績から言えば3,665万円です。今回、約4,500万円を市の財布である財政調整基金に積み戻したことを考えても、財源は十分にあります。障害福祉事業所や保育所等への助成も併せて行うよう求めます。

物価高騰が進む下で、国に対して消費税減税を求めながら、市にもできること、やるべきことがあるとして、日本共産党市議団は、周辺市に比べても重過ぎる市民負担の軽減を求めてきました。

小平市より3割高い国保税、立川市や武蔵村山市より43%高い下水道使用料、一律2割値下げしても周辺4市よりなお高い家庭ごみ袋代の引下げを改めて求め、賛成討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第75号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 5第19号陳情 ガザの即時停戦のための積極的外交活動を政府に要求する意見書の提出を求める陳情

日程第3 5第20号陳情 指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める陳情

○議長（東口正美君） 日程第2 5第19号陳情 ガザの即時停戦のための積極的外交活動を政府に要求する意見書の提出を求める陳情、日程第3 5第20号陳情 指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める陳情、以上、陳情2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、総務委員会委員長、森田博之議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 森田博之君 登壇〕

○10番（森田博之君） ただいま議題に供されました5第19号陳情 ガザの即時停戦のための積極的外交活動を政府に要求する意見書の提出を求める陳情、5第20号陳情 指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める陳情、以上2件につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和5年12月11日に本委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、5第19号陳情 ガザの即時停戦のための積極的外交活動を政府に要求する意見書の提出を求める陳情は、議題に供した後、朗読終了後、説明員の出席はなく、質疑を終了し、直ちに自由討議を行いました。7名の委員より自由討議が行われました。

主な自由討議は次のとおりであります。

1番目の委員より、ガザでは数百の教育施設や医療施設が攻撃を受け、食料・水不足、医療崩壊が進行中。女性や子供が多く犠牲になり、10分に1人の子供が殺される状況である。国際的なデモも行われ、日本でも行われている。戦争を永久に放棄した憲法を我々は持っていて、平和都市宣言を行っている。陳情をぜひ採択し、意見書を出すのがよいと思っているとの意見が述べられました。

2番目の委員からは、意見書は、ガザの即時停戦のために政府に外交活動を要求する意見書を上げてほしいということ。陳情理由も十分に確認した。その上で、政府は既に積極的に外交努力を行っており、関係国との連携や国際法遵守に努めている。趣旨に賛同しつつも、既に政府が対応中であるため、趣旨採択が望ましいのではないかとの意見がありました。

3番目の委員からは、ガザにおける即時停戦に賛同したい。当市議会としても何らかの形で意見を表明すべきとの意見でありました。

4番目の委員からは、現在のガザ地区の状況が極めて悲惨である。即時停戦が必要だと考える。イスラエルとハマスに関する歴史的経緯は置いておいて、殺戮に近い現状を改善すべきです。また、東大和市が平和都市宣言を行っている。世界平和の重要性を認識し、市、地方自治体も発信する必要がある。この観点から、東大和市は堂々と意見書を出して政府に物を言うべきとの意見でありました。

5番目の委員から、昨年以來、ロシアによるウクライナ侵略が続き、同時にイスラエルとハマスの紛争も続いている。両国が核兵器を保有する中、世界は核使用に深刻な危機感を抱いている。核兵器の使用は絶対許されない。世界が一致団結し、行動すべきだと考える。現在東大和市では、全議員が一致した平和外交推進を求める決議を準備中。即時停戦を求める趣旨の決議が既に用意されており、趣旨採択とすることが望ましいとの意見でありました。

6番目の委員より、東大和市議会が平和都市宣言を行うことは、全世界が平和であることを希求していると言っていると思う。現在は2つの大きな戦いが進行中。歴史的経緯は別として、事実に対して批判の目を向け、趣旨採択に賛同したい。地方自治法に基づき意見書の提出が市の公益を害さないと提出できないとの見解があるのであれば、趣旨採択のみで対応するということになるかと思うとの意見でございました。

7番目の委員より、陳情の趣旨に賛同する。その上で、東大和市議会として、抗議の意味で平和を求め、抗議のための意見書や決議の準備中であると伺っている。この陳情には趣旨採択が望ましいと考えるとの意見でした。

さらに、1番目の委員より、現在皆さんの意見を聞きながら、私も趣旨採択に賛成の方向。市議会議員として、主体的な動きとして平和を求める決議の準備が進められていることはすばらしいことだと考える。ただし、一致がなければ意見書提出は難しいとも理解しているとの意見の後、本件について自由討議を終了し、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

動議を受け、直ちに採決に入りました。

異議はなく、5第19号陳情 ガザの即時停戦のための積極的外交活動を政府に要求する意見書の提出を求める陳情は、趣旨採択と決し、意見書については提出しないことと決しました。

続いて、5第20号陳情 指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める陳情について議題に供した後、朗読終了後、質疑を行いました。

2名の委員より質疑がありました。

1番目の委員より、市にはこの条例が違法であるという認識があるかという質疑に対し、条例は違法性は全くないものと認識しているとの答弁がありました。

2番目の委員より、1番目の委員の質疑の答弁を受け、行政側としてこれを改正するという考えはないということかとの質疑があり、改正の予定はないとの答弁がありました。

質疑を終了し、直ちに自由討議を行いました。

1名の委員より、質疑の中で違法性はないということが確認できた。賛成はいたしかねるとの発言がありました。

自由討議を終了、討論はなく、起立により採決を行った結果、起立なしであったため、5第20号陳情 指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める陳情につきましては、不採択と決しました。

以上で、総務委員会に付託された陳情2件についての審査経過並びに結果報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔総務委員会委員長 森田博之君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

5第19号陳情 ガザの即時停戦のための積極的外交活動を政府に要求する意見書の提出を求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

5第20号陳情 指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（東口正美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情

日程第5 5第17号陳情 東大和市の学校給食無償化を求める陳情

日程第6 5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情

○議長（東口正美君） 日程第4 5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情、日程第5 5第17号陳情 東大和市の学校給食無償化を求める陳情、日程第6 5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情、以上、陳情3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

○16番（荒幡伸一君） ただいま議題に供されました陳情3件につきまして、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

令和5年12月12日に本委員会を開催し、副市長、教育長及び関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

初めに、5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情を議題に供し、朗読終了後、直ちに審査に入りました。

主な質疑は次のとおりです。

陳情趣旨において、全てのタクシーを利用できるよう改定を求めているが、当市の当該制度と同様な制度は他の自治体にあるのかとの質疑に対して、都内26市において当市と同様の福祉タクシー助成事業として実施しているのは当市を含めて19市であるとの答弁。

次に、他自治体の制度において助成の手法は、との質疑に対して、事前に福祉タクシー利用券を対象者に配付して活用していただく方式と、タクシー利用後に、その利用に伴う領収書を基に、後日、市へ請求する償還払いによる方式に分かれているとの答弁。

次に、利用券方式を採用している14市で利用できる事業者の数は、との質疑に対し、平均で46者の事業者と協力事業者として契約を締結し、実施しているとの答弁。

次に、一般論として、地方自治体は、こうした制度を運用するときに、現実的また、かつ合理的な利用範囲を想定するのかとの質疑に対して、福祉タクシー事業について、利用者の日常生活圏域を意識した移動の支援に資する制度として捉えているようだと答弁。

次に、利用券方式のメリットとデメリット、また領収書精算による償還払い方式のメリット、デメリットはどのような点かとの質疑に対して、利用券方式のメリットとしては、利用者が助成を受けるに当たり、来庁の機会が年に1回、タクシー利用券の受領で済んでいること、またタクシー利用券の残り枚数を把握できることで使用可能な残額を常に把握することができること。デメリットとしては、利用者において福祉タクシー利用券を使用可能なタクシーに乗車する必要があること、市としてはあらかじめ事業者と契約を締結する必要があることと認識している。一方、領収書精算による償還払いについてのメリットとしては、利用者が福祉タクシー利用券を持ち歩く必要がないこと、タクシー会社を選ぶ必要がないことが考えられる。また、市にとっては契約締結の事務が不要となる点も挙げられる。デメリットとしては、利用者が一時的にタクシー料金を全額負担すること、ガソリン助成と同様の頻度で償還する場合、利用者が3か月に一度、市役所へ助成の請求手続が必要であること、領収書の適切な保管が必要になることや、領収書紛失のリスクがあることが考えられるとの答弁。

次に、この事業は、法的に義務づけられたものか、任意の事業かとの質疑に対して、障害者に関わる法律により義務づけられたものではなく、あくまで任意の事業であるとの答弁。

次に、国や東京都からの財源の裏づけはあるのかとの質疑に対して、活用できる補助金のメニューはなく、全て市の一般財源で財政措置しているとの答弁。

次に、使用できるタクシー事業者が限られているために使用できないことがあるという課題についてはどう考えるのかとの質疑に対して、平均して65%程度が利用している。利用の仕方は、障害のある方一人一人の生活状況に応じて様々であると思うが、これまでの間、タクシー利用券を使用できる事業者数が少ないために十分な利用ができなかったという声は伺っていないとの答弁。

次に、利用者の立場に立って制度の改善を図るべきだと思うがとの質疑に対して、生活圏域の拡大と経済的負担の軽減を重視すると、利用者への支援の内容が無限に広がる可能性があるが、この事業は十分な財源が確保されていないとの答弁。

次に、東京都や国とも調整しながら様々な工夫が必要ではとの質疑に対して、使用できる事業者の範囲を東京都内全域に拡大するという趣旨だと、市町村事業ではなく、東京都の事業として制度設計をするのがふさわしいと認識しているとの答弁。

次に、福祉タクシー利用券方式と領収書による償還払い方式の併存はできないのかとの質疑に対して、事務的にとても煩雑になり、予算の執行管理、そうしたものが難しくなる。また、利用者においても自身の助成額の上限管理や制度そのものが変わり、混乱が生じることも懸念されることから、実施については困難であると認識しているとの答弁。

次に、できるだけ条件を一緒にして、利用券方式と償還払い方式のどちらがいいのか、利用者の生の声を聞かないと具体的な施策として判断ができないのでは、との質疑に対して、具体的な調査をする予定はないが、障害者総合プランの見直しの年の前には調査を行っているので、質問の内容の中に取り込んで、どのような意向を持っているのかということを確認することはできるので今後検討していきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議はなく、1名の委員が賛成の立場から討論を行いました。

討論を終了し、直ちに採決に入りました。

採決の結果、5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本の見直しを求める陳情は、起立少数、よって、本件を不採択と決しました。

次に、5第17号陳情 東大和市の学校給食無償化を求める陳情を議題に供し、朗読終了後、直ちに審査に入りました。

主な質疑は次のとおりです。

学校給食費の無償化を進める根源的な主体者は、との質疑に対して、学校給食を義務教育の一環と捉えて給食費の無償化を実施する場合は、国が主体的に取り組んで法律を整備する必要があると考える。また、その法律に基づいて必要となる財源についても市町村の負担なく実施されるべきものと認識しているとの答弁。

次に、今陳情における学校給食費を無償化する主体者について市の見解は、との質疑に対して、陳情趣旨の2番目の項目に、国と東京都に対して財政的な補助を求めてくださいというふうに記載があるので、補助を求めるという行為を市が行ってくださいというものであると考えられる。したがって、同様に1番目の小・中学校の全児童・生徒の学校給食を無償化してくださいという箇所についても、国や東京都に対してではなく、市に対して無償化の実施を求めているものと捉えているとの答弁。

次に、学校給食費の無償化を実施している自治体の財政力はどのようなものかとの質疑に対して、令和4年度決算の地方財政状況調査における経常収支比率については、当市の92.8%に対し、令和5年9月から無償化を実施している府中市は82.9%、また多くの団体が無償化を進めている23区の平均値は76.7%となっているとの答弁。

次に、現時点での東大和市の学校給食費の総額は、との質疑に対して、総額で年間3億8,000万円程度になるものと考えているとの答弁。

次に、学校給食費の抑制のために市が食材の購入等で努力していることは、との質疑に対して、地場野菜生産者との会議の場で様々な調整をし、安価でおいしい新鮮な野菜の使用に努めているとの答弁がありました。

次に、陳情には、国や東京都に対して財政的な補助を求めるように述べているが、市長会等を通じて既に同趣旨の行動を起こしていると認識しているがとの質疑に対して、令和5年7月31日に市長会から、そして8月7日に教育長会から、令和6年度の東京都予算編成に対する要望書を提出している。内容としては、児童・生徒及び保護者が居住する自治体によって大きな教育格差を感じることがないように、国や都による広域的な対応が必要であることから、給食費の全額補助が市町村の財源負担なく実現するよう国に働きかけること、またその実現までの間は都において補助制度を創設するなどの財政支援を行うこととなっているとの答弁。

次に、文科省の子供の学習費調査の令和3年度版、10万人未満の自治体の保護者の負担する学習費についての統計には、小学校の保護者の負担する教育費のうち、給食費を除く学校教育費は幾らなのか、また学校給食費は幾らなのか、中学校についても同様に伺うとの質疑に対して、小学校の保護者の学校教育費は7万円、給食費は4万4,000円で、同じく中学校の保護者の学校教育費は13万8,000円、給食費は4万7,000円となっているとの答弁。

次に、学校給食は学校教育の一部であると考えがとの質疑に対して、学校給食は健康の保持増進を図ることなど、学校給食法に定める目標に沿って食育の推進にも活用していることから、教育の一部を担うものであると認識をしているとの答弁。

次に、憲法で義務教育は無償とされているが、給食が教育の一環ということであれば、当然無償でしかるべきと考えがとの質疑に対して、現在国が定めている学校給食法において、給食費の負担の在り方については原則として保護者負担とすることが明記されているので、学校給食を義務教育の一環として捉えて、給食費の無償化を実施する場合には、国において法律を整備し、実施するべきものであると認識しているとの答弁。

次に、小池知事の発言で、給食費の2分の1を東京都が補助するという報道がされているがとの質疑に対して、現時点において東京都が実施する事業の内容等、一切の情報提供はないが、東京都教育委員会関係者への取材では、制度の詳細は検討中であるとの答弁。

次に、検討している来年度からの小・中学校給食費の2割値上げ、これはあり得ないと考えるがとの質疑に対して、専門部会において現在の給食内容の水準を維持してほしいということ、またその維持のためには給食費の改定が必要という話になっている。給食費の改定を行わなかった場合には、子供たちの必要な栄養価の確保や子供たちが喜ぶ給食の提供は困難な状況になるものと認識している。そのようなことも踏まえて、現時点においては適正な給食内容と、その給食の提供に必要な給食費について適正な額を定める必要があると認識しているとの答弁。

次に、東京都が給食費の2分の1の補助をした場合、東大和市として給食費の無償化に踏み出すのかとの質疑に対して、残りの2分の1を市が負担することとなるので、その財源を確保することは非常に困難である。現時点において市における無償化は難しいと認識しているとの答弁。

次に、給食の質を高めていくということも含めて、保護者から集める給食費で足りないのであれば、市が補助をするという検討はできないのかとの質疑に対して、現在の給食内容に対して、少しでも体によいものを提供するという考えもあるが、今回の専門部会の意見では現在の水準を維持していくということとなっている。補助については、現時点で市の一般財源を活用して補助を行うことは非常に厳しい状況である。令和4年度、5年度についても、国からの交付金を活用した特定財源で行っているとの答弁。

次に、給食費を支払えない低所得者層に対する補助や受けている割合を経年で伺うとの質疑に対して、準要保護の人数は年間600人程度であったと認識している。認定者数の推移については、ここ数年、変わらない

状況であるとの答弁。

次に、それらの財源は、との質疑に対して、一般財源で行っているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議は5名の委員より、それぞれ意見が述べられました。

自由討議の中で、直ちに趣旨採択として採決されたいとの動議が出され、直ちに採決した結果、本陳情は趣旨採択と決しました。

なお、お手元に配付した意見書は厚生文教委員会としての意見書を東京都に提出したいとの旨が自由討議で述べられたため、当委員会が出た意見を踏まえ、正副委員長で文言整理を行い、全委員が内容を確認したものとなっております。

次に、5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情を議題に供し、朗読終了後、直ちに審査に入りました。

主な質疑は次のとおりです。

市の国保加入者の数がどのように推移されているのかとの質疑に対して、令和3年度が約1万7,800人、令和4年度が約1万6,800人、令和5年度は11月末時点で約1万6,300人となっているとの答弁。

次に、東京都における国民健康保険の財政の仕組み、加入者の納付金が算定される仕組みについて伺うとの質疑に対して、広域化後は、都が区市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、その納付金を納めるため、必要な標準保険料率を参考として区市町村に示すこととなっている。また、区市町村はこの標準保険料率を参考とし保険料率を決定し、賦課徴収を行い、納付金を東京都に納めている。そして、東京都はこの区市町村から集めた納付金を財源に、都内の区市町村の医療給付費を支払う仕組みとなっているとの答弁。

次に、令和5年度の市の保険料率と東京都が示した令和5年度の当市の標準保険料率について伺うとの質疑に対して、基礎課税額分では所得割が0.15ポイントの増、均等割が6,331円の減、後期高齢者支援金等課税額分では、所得割が0.15ポイントの減、均等割が3,035円の減、介護納付金課税額分では所得割が0.21ポイントの増、均等割が2,311円の減となっている。また、令和5年度の市の保険料率と東京都の試算した令和6年度の当市の仮の標準保険料率を比較すると、基礎課税額分では所得割が0.03ポイントの減、均等割が7,704円の減、後期高齢者支援金等課税額分では所得割が0.34ポイントの減、均等割が4,360円の減、介護納付金等課税額分では所得割が0.2ポイントの増、均等割が2,208円の減となっているとの答弁。

次に、国民健康保険事業費納付金を東京都へ納めるに当たり、不足する額についての補填はどのように行っているのかとの質疑に対して、令和5年度では、国民健康保険事業運営基金により財源補填をし、国民健康保険の加入者の負担軽減に努めているとの答弁。

次に、保険料の上昇を抑えるためには、具体的な医療費の抑制のための施策を進めなければならないと考えるがとの質疑に対して、医療費の適正化に向けた施策は、保険料率の抑制に資する取組と考えている。糖尿病重症化予防など、レセプトデータを活用した保健事業を実施し、人工透析への移行を予防することで医療費の抑制を図っている。また、ジェネリック医薬品利用差額通知事業や低栄養防止等フレイル対策事業、慢性閉塞性肺疾患対策事業など、医療費適正化に資する取組を進めており、今後もそれらを推進していく考えだとの答弁。

次に、仮に現在の保険料を下げようとした場合、市の財政状況はどのように変わっていくのかとの質疑に対して、まず国民健康保険事業運営基金を活用し、その上で不足する財源については一般会計からの赤字補填繰入

れが必要になってくると考えるとの答弁。

次に、令和6年度の国民健康保険事業特別会計の予算、とりわけ国民健康保険税の見通しなど、現状はどのようになっているのかとの質疑に対して、現時点では被保険者の減少等により国民健康保険税の歳入予算、金額が令和5年度と比較して落ち込む見通しがある。予算はやはり歳入歳出、バランスを図ることが必要となることから、国民健康保険税の減収分を基金からの繰入れで補填する予定。さらに、その基金を可能な限り活用することによって、現時点において国民健康保険税の税率については据置きできるのではないかと見通しを持っているとの答弁。

次に、この陳情で市民の暮らしと生業が年々苦しくなっていると書かれているが、市の認識は、との質疑に対して、現下の物価高騰で大変市民生活、苦しい部分があると認識はしている。それに対しては、国民健康保険の施策とは別に、市では住民税非課税世帯などへの給付金など様々な対策を講じているとの答弁。

次に、東大和市の国保税が近隣自治体と比べてどの程度高いのか、2つのケースで伺う。一つは夫42歳、給与年収560万円、妻38歳、給与年収98万円、15歳と12歳の子供の4人家族、もう一つは夫68歳、年金収入240万円、妻63歳、年金収入67万円の2人家族、具体的にどうなるのか伺うとの質疑に対して、1つ目の家族構成と年収による保険税の試算については、当市の国民健康保険税は年間65万8,500円となり、あくまで確認できる範囲内での試算となるが、同じ世帯での条件で、近隣市における国民健康保険税を算出すると年間で立川市が約56万9,000円、武蔵村山市が約55万1,000円、東村山市が約57万7,000円、小平市が約50万3,000円になると見込まれる。次に、2つ目のケースについては、当市の国民健康保険税は年間17万6,600円となり、あくまで確認できる範囲内での試算になるが、同じ世帯等の条件の近隣市の国民健康保険税は年間で立川市が約15万8,000円、武蔵村山市が約15万4,000円、東村山市が約16万1,000円、小平市が約13万9,000円になると見込まれるとの答弁。

次に、保険税を6年連続で約1億円ずつ値上げしてきて、目指した目標に達成できたのかとの質疑に対して、これまでの取組によって令和5年度予算においては一般会計からの国民健康保険事業特別会計への赤字繰出しは解消しているとの答弁。

次に、東大和市の国保加入者1人当たり課税所得と、1人当たりの保険税額は幾らなのか。6年連続値上げ前と直近、また東京都の数字も分かれば伺うとの質疑に対して、平成29年度の当初における1人当たりの課税所得は約79万6,000円、1人当たりの保険税額は約8万7,000円と算定される。また、令和5年度の9月補正の予算の内容で考えると、1人当たりの課税所得は約81万円、1人当たりの保険税額は約11万2,000円と算定される。なお、令和5年度の確定係数に伴い、東京都が示した当市の1人当たりの保険税額は約15万7,000円となっているとの答弁。

次に、東京都が示した令和6年度の仮算定における東大和市の1人当たりの保険税額と何%の値上げになるのかとの質疑に対して、東大和市の1人当たりの保険税額は約16万2,000円となっており、令和5年度の東京都が示した確定係数は、1人当たりの保険税額と比較すると3.23%の増と見込まれるとの答弁。

次に、平成30年度から国民健康保険について市民を対象に実施した説明会で、区市町村国保が抱える構造的な課題としてどのような指摘を行ってきたのかとの質疑に対して、大きく分けて3つの構造的な課題を説明した。1つ目の課題として、国民健康保険は年齢構成が高く、医療費水準が高いとしている。2つ目の課題として、一般会計からの法定外繰入れが必要になる財政基盤としている。3つ目の課題として、小規模保険者の財政運営が不安定になるリスクの高さなどとしているとの答弁。

次に、保険料がばらついていることについて、東京都はこれをずっと容認していくつもりなのか、これが統一していくということであればこのような問題が起きないと思うがとの質疑に対して、国は、令和5年10月に保険料水準の統一加速化プランを策定した。その加速化プランを各都道府県に示しており、現在東京都では令和6年度以降の都内における国民健康保険事業運営の方針の策定を進めている。その方針案の中では、国の加速化プランに基づき、将来的には同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする、いわゆる完全統一と言われる方向に向かうという記載がされているので、同じ都道府県に住んでいれば同じ保険料になるのだろうとの認識であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議は2名の委員より意見が述べられました。

自由討議を終了し、1名の委員が賛成の立場から討論を行いました。

討論を終了し、直ちに採決に入りました。

採決の結果、5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情は、起立少数、よって、本件を不採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

[厚生文教委員会委員長 荒幡伸一君 降壇]

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情、5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情に賛成し、討論します。

初めに、学校給食無償化を求める陳情が委員会趣旨採択となり、委員会提出議案として無償化のための財政措置を国・東京都に求める意見書を提出することになったことを歓迎します。

学校給食費は、学校教育に関わる保護者負担の最大の支出費目となっています。憲法で無償とされている義務教育の一環である給食は、本来無償でなくてはならないと日本共産党は求めてきたところです。全国でも、都内でも給食無償化が大きな流れとなって広がる中で、都知事が給食無償化への財政措置を明言するところまで来ています。これを機に、東大和市でも速やかに給食無償化に進むよう求めます。

さて、第16号陳情について述べます。

陳情趣旨は当然のものです。障害があるために外出できない、できたとしても多額に費用がかかってしまうという状況は、障害者権利条約で合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び推進することとされているこ

とを見ても、改善しなければならないと考えます。

東大和市のガソリン費助成事業や福祉タクシー事業は、こうした立場に合致した制度と考えます。同時に、当事者から、どの会社の、あるいは個人のタクシーに乗ろうが、利用できる制度にしてほしいという当然の要望、たとえ北海道であっても、沖縄であっても利用できるようにしてほしいという当然の要望があるからには改善すべきです。領収書に基づく償還払い制度と現行のタクシー券制度のメリット、デメリットを示した上で、選択制とすることも含め、当事者の当然の権利を守るという立場に立って改善を図るべきです。

昭和56年当時のタクシー初乗り運賃は380円程度で現在の半分程度だったことから見ても、助成上限額についても見直すよう求めます。

この点では、障害者ガソリン費助成事業において、補助対象が狭められた上に、支給上限が月50リッターから30リッターに削減されたことについても元に戻すことを含めた改善が必要だということも併せて指摘します。次に、第18号陳情についてです。

もともと国が、区市町村国保が抱える構造的な課題として指摘していたのは、1、年齢構成が高く医療費水準が高い、2、所得水準が低い、3、保険税負担が重い、4、収納率が低下している、5、一般会計から補填しないとやっていけないというものでした。この課題を解決するためとして取り組んだのが6年連続の1億円値上げです。

その結果どうなったのか。所得水準は6年間で79万6,000円から81万円とほとんど変わらないのに、1人当たり保険税負担は8万7,000円から11万2,000円に2万5,000円、3割近くも上がったこととなります。所得水準が低いのに保険税負担が重いという根本矛盾は一層激しくなったではありませんか。結局、市の負担を市民につけ回しただけにすぎません。

この理屈で国民健康保険制度を運営すれば、果てしない負担増だけが待っています。6年連続して値上げしてきたけれど、現在の仮算定に基づいて考えると、来年度もまた値上げせざるを得なくなるということが委員会での審査で明らかになりました。現在1人当たり11万2,000円なのに、仮算定に基づく5万円の値上げ、16万2,000円になるというのです。実に45%の値上げです。

委員会審査の中で、来年度については基金を取り崩すことで保険税据置きの見通しと答弁がありました。これは、値上げに反対する市民の声、高過ぎる保険税の引下げを求める市民の声の成果だと考えます。

東大和市の保険税が高過ぎることも委員会審査を通じて明らかになりました。3つのケースについて、周辺4市と東大和市の保険税を比べましたが、いずれのケースでも東大和市の保険税が一番高く、しかも飛び抜けて高いものになっていました。小平市より30%以上高いという状況です。ここには、国政一般に解消できない東大和市の姿勢が表れています。市民負担増路線から脱却し、市民の医療を受ける権利を守る立場に転換するよう求めます。

同時に、この問題、国の責任が問われています。全国知事会が要望していたとおり1兆円の公費を入れれば、均等割をゼロにして協会けんぽ並みに保険税を引き下げることが可能になります。国民の医療を受ける権利を保障する社会保障として、所得がゼロでも保険税を徴収するなどという道理のない無慈悲な制度からの脱却を求め、来年度は値上げでなく大幅な引下げに踏み出すよう求めて、賛成討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

〔18番 佐竹康彦君 登壇〕

○18番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党を代表し、このたび厚生文教委員会で審議をさ

れました5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情及び5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情に対し、反対の立場で討論を行います。

まず、5第16号陳情についてですが、この陳情では、市の福祉タクシー事業における利用可能なタクシー事業者を増やし、全都の全事業者に広げること、もしくは現行の利用券方式を領収書精算による償還払い方式に変更するよう求めています。

委員会での質疑を通して、現行制度での利用タクシー事業者数や地域的な適用範囲については、東大和市は他自治体の同様の制度と遜色ない事業者数や適用範囲であること、また全都の全事業者を対象とした場合の行政の様々な負担の増加や1年に一回も利用されない事業者が今よりも増えるということが確認されました。

利用方式の変更については、現在の利用券方式は平成30年に行われた利用者アンケートの結果、利用者の意向を踏まえた形となっていることが確認できました。その上で、利用券方式、償還払い方式、双方のメリットとデメリットを踏まえ、償還払い方式に変更した場合には利用者の負担が増加する可能性が大きいことが分かりました。

よって、陳情者が求めるような制度の抜本的見直しの必要性は現状低いものと判断し、今陳情には反対いたします。

続いて、5第18号陳情ですが、国民健康保険料については、この間も様々な御意見を私ども公明党にも頂戴してまいりました。当然、保険料が低いにこしたことはないのは理解できるところで、実現が十分に可能であればそれを望みたいとは思いますが。

しかし、委員会での質疑を通して、これまで一般会計からの法定外赤字繰入れの解消にどのように取り組まれてきたのか、また現在加入者が減少する中で、保険料を上げないためには健康推進対策のさらなる強化など、医療費抑制をさらに協力に進めなければならないこと、また保険税を仮に下げた場合に再び一般会計からの赤字補填繰入れがなされることになってしまうことが確認できました。

その上で、市からは、令和6年度の国民健康保険税の見通しについて据置きができるのではないかと判断が示されました。

こうした質疑の内容及び令和6年度には据置きができるとの市の見通しが判明し、まずはこれまで以上の負担が市民に生じない可能性が大きいと判断されるため、今陳情には反対いたします。

国民健康保険制度については構造的に大きな課題があり、その影響が今後も増大する可能性があることから、市においては、市長会等を通じて今後とも制度の抜本的な改善を国に要求し、市民が安心して医療機関にかかる体制を堅持できるよう御努力いただくことを要望して、反対討論といたします。

〔18番 佐竹康彦君 降壇〕

〔10番 森田博之君 登壇〕

○10番（森田博之君） 議席番号10番、森田博之です。自由民主党新政会を代表して、5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情、5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情の2件に対し、反対の立場から討論させていただきます。

まず初めに、5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情についてです。

東大和市福祉タクシー事業は、障害者総合支援法、障害者基本法などの法律に義務づけられたものでなく、

障害福祉施策を全力で推進していく当市独自の任意の事業であり、現段階においては全て市の一般財源で賄っている事業です。利用者の日常生活における利便性の向上を高める事業として、日常生活圏域の移動の支援に資するものと捉えたものであり、陳情者が求める都内、全国全ての事業者を対象とするには、全てのタクシー事業者と個別に契約を交わすことが必要となり、事務的な負担や追加の費用負担などを勘案すると、対応は困難ではないかと思われます。

また、東大和市心身障害者自動車ガソリン費助成事業と同様に、領収書精算による償還払いとした場合は、タクシー利用者の高齢者の割合が高いことなどから、ガソリン事業と同様に3か月に一度の来庁による請求手続の負担や領収書の保管・管理、利用上限に対する利用状況の把握など、さらなる負担が生じることとなります。

陳情者の言うように、東大和市地元周辺以外でいざタクシーを利用しようとなったときに、東大和市のタクシー券を使えないという課題は残すものの、事務的負担、追加の費用負担、利用者の負担などを考えますと、この陳情には賛成いたしかね、反対とさせていただきます。

続きまして、5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情についてです。

平成30年度、国民健康保険の財政運営主体が都道府県に移行し、市は6年間の計画期間で一般会計からの赤字補填を解消いたしました。市は様々な努力を重ね、国保財政健全化計画に基づく取組により、市の健全な財政運営が継続され、他の市町村では達成なし得ていない成果を先駆けて上げました。

しかしながら、国民健康保険の加入者には6年連続での保険税値上げがあり、市民の負担が増加している現状であります。さらには、陳情者の言うように、物価高騰で市民の暮らしと生業が年々苦しくなっている現状でもあります。

令和6年度予算では、保険税の据置きが見込まれておりますが、市に対しては引き続き国民健康保険税を抑制するよう努力を求めたいと思います。

陳情者の望む国民健康保険税の値下げをするには、現状基金の取崩しまたは一般会計からの赤字補填の2つの方法しかございません。基金の残高は、令和5年度末、2億4,000万円から2億4,500万円、必要ラインとして2億円から3億円、基金から大きく取り崩せない状況かと思われます。また、今まで行われてきました一般会計からの赤字補填が解消された今、他の保険制度に加入している方々の市税を改めて投入するのは、公平性の観点からも難しいかと思われます。

国民健康保険税の改定においては、国民健康保険加入者の保険税負担にも配慮をしながら、このような方々の声を聞きつつ、安定的な財政運営を図るべきと考えます。

国民健康保険制度は、社会保険とは違い、保険料の労使折半の仕組みがない上に、加入者は減少、加入者の年齢層としても高齢者が多く、保険給付も多くなっているなど、構造的な問題があります。将来的には、国が責任を持つ一元的な制度が必要であると考えます。

国に対しては、引き続き国民健康保険制度に関する要望を重ねることを強く望みます。また、市には、より一層の保険税抑制の取組を求めたいと思います。

5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情について、現時点において、国民健康保険の安定的な財政運営を図るためには反対せざるを得ないものとして、討論いたします。

〔10番 森田博之君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。やまとみどりを代表して、5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本の見直しを求める陳情に反対、5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情に反対の立場で討論を行います。

まず、福祉タクシーにおいて、現在市ではタクシー券を利用できる契約をしている事業者は40者ほどあり、その中には全国展開しているタクシー事業者も含まれており、近隣他市の同様の事業と比較して遜色のない事業を行っております。また、適宜アンケート調査を行い、改善策を講じていることも委員会の質疑において確認することができました。

陳情者が主張する東京都の387のタクシー事業者と全て同様の契約を行い、また毎年その契約の更新を行うと仮定すると、市職員の事務負担は単純に見積もっても10倍増の負担増となってしまいます。この制度を今後も維持していくためにも、適度な規模感を考慮に入れて行っていることは適切な行政施策と判断し、当該陳情に対し反対を表明いたします。

次に、国保税の値下げについてですが、やまとみどりでは、かねてより国民健康保険は文字どおり国民が等しく扱われることが必要であると主張しております。すなわち、同じ所得であれば同じ金額の負担であるべきであります。現在市区町村ごとに保険税が違うということは、国民健康保険ではなく、市区町村健康保険と名称を変えるべきなのです。この制度の著しい違和感に気がついたのかどうかは分かりませんが、この制度の広域化として、現在市区町村から都道府県にその所管が移り、制度が国において統一されるその第一歩が踏み出されたものではないかと当会派では捉えております。そうして税の基準が統一される過程は、全国的な統一の道筋として評価をしております。あくまで制度のあるべき姿の一過程としてであります。そのため、今回の国保税の値下げの陳情に対しては反対するものであります。

しかし、最後に国に対し一言申せば、この国保税の統一は国民健康保険だけに限った話であり、民間の会社員などが加入している社会保険と比較すると国民健康保険において圧倒的に高額になっているのが現状であり、この制度的欠陥を国が放置していたため、都道府県が定めた保険料に近づけるべく、その都度少しでも劇的な値上げを防ぐための激変緩和措置を取ったり、応能割や応益割といった支払能力に応じた制度を取り入れたりなど、地方自治体の職員に対し過度な負担を生じさせていることを深く反省すべきものであると政府に対しては申し上げておきます。

国民健康保険の半分を社保等の会社負担分と同様に会社に代わって国が補填することで、国民健康保険と社保等を統一し、本来の名称どおり、一つの国民健康保険として機能することを一刻も早く法改正すべきであることを申し上げて、討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本の見直しを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。
よって、本件を不採択と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。
5第17号陳情 東大和市の学校給食無償化を求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。
5第18号陳情 国民健康保険税の引下げを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。
よって、本件は起立により採決いたします。
本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。
よって、本件を不採択と決します。

日程第7 委第5号議案 国に対し学校給食費の無償化を求め、実現までの間、財政的支援の実施を求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第7 委第5号議案 国に対し学校給食費の無償化を求め、実現までの間、財政的支援の実施を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第5号議案 国に対し学校給食費の無償化を求め、実現までの間、財政的支援の実施を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 議第10号議案 速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第8 議第10号議案 速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。

ただいま議題となりました議第10号議案「速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を求める意見書」について、提出者を代表し、提案理由の説明を行います。

近年教員や塾講師、保育士など、子供に関わる専門職によるわいせつ事件や性犯罪に関する報道が相次いでいます。本来なら誰よりも子供を守り、育むべき立場の大人が、その地位を利用して子供の人生に取返しのできない深刻な傷をつける、このような卑劣な犯罪は絶対に許すことはできません。

国会において、2021年には教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が成立し、翌2022年には児童福祉法改正の中で、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化が定められましたが、免許や資格を通した防止策には限界があることから、これらの法律成立時に日本版DBSの制度の検討を急ぐように附帯決議がつけられております。

DBSとは、過去に重大な性的犯罪を犯した者が子供に密接に関わる仕事に就くことを禁止するイギリスの制度で、ドイツやフランス、その他の数か国で類似する制度が設けられております。

子供を性被害から守るために実効性のある日本版DBSの制定を早急に進める必要があることから、本意見書を提出するものであります。

以下、案文を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を求める意見書。

政府においては、教育・保育等の現場において子供が被害者となる性犯罪が繰り返されている状況に鑑み、子供と接する職場で働く際に性犯罪歴を確認する仕組みの必要性を、2021年のこども政策の基本方針とした。その後、こども家庭庁は「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を設置し、本年9月12日の「報告書」において「日本版DBS」の方向性を示している。

政府は、これを踏まえ、今秋の臨時国会で「日本版DBS」創設のための法案提出を目指していたが、政府が示した原案に学習塾やスポーツクラブのような「民間事業者」について利用義務が課されなかったことから、与党内で反対意見があり、結局、法案提出は見送られている。

教育・保育の現場における性被害は、子供に対する「支配性」や人間関係の「継続性」、他者の目に触れにくい「閉鎖性」を伴うことから、被害が明らかになっているのは氷山の一角とも言われている。加えて、ジャニーズ事務所における未曾有の性犯罪が明らかになったことによって、多くの国民の間に、子供を性被害から守るために、子供に関わる幅広い職種を対象にした性犯罪防止の仕組みづくりを求める声が高まっている。

よって、東大和市議会は、速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

ぜひ皆さんの賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔4 番 関 綾子君 登壇〕

○4番（関 綾子君） 議席番号4番、関 綾子です。

速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を求める意見書に対し、賛成の立場で討論いたします。

性暴力は、魂の殺人とも言われ、被害者の尊厳や人間性を踏みにじり、生涯にわたって深刻なダメージを与える極めて悪質な犯罪行為です。中でも、子供に対する性加害は圧倒的不均衡な力関係を利用し、性的知識の未熟さにつけ込んで行われるもので、断じて許されるものではありません。子供は自分の身に起こったことが理解できず、それが犯罪であるということ、自分が傷つけられたということを認識できるまで長く時間がかかることも珍しくありません。そのため、犯罪行為が表面化しづらく、加害者は被害を繰り返す傾向にあります。

こういった子供への性加害の特性から、加害自体を未然に防ぐ仕組みづくりが急務です。

政府は、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針を踏まえ、有識者会議を設けて、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組みである日本版DBS、Disclosure and Barring Serviceの導入に向けた検討を行い、来年の通常国会以降、できるだけ早い時期の法案提出に向けて検討を進めています。

教育・保育等の現場は、その特徴として、支配性、継続性、閉鎖性を持っており、そのことは、この犯罪を起し、隠し、長引かせやすいものであります。ですから、教育・保育の事業者は、その責務として、従事者による子供への性加害を防がなければなりません。

犯罪歴という要配慮個人情報 の適正な管理が必要なことや、個人の職業選択の自由の制限となるなどの点から慎重な意見もありますが、一たび加害が起こったときの被害の深さを考えれば、この制度の創設は不可欠です。

制度の対象となる施設、人、犯罪歴などは、その範囲をめぐる議論となっています。有識者会議の報告書では、条例違反や不起訴処分を確認の対象とすることに慎重な検討を要するとされていますが、先行国であるイギリスでは通報歴も対象であることを考えると、それらを対象外とするのでは十分な制度とは言えません。

確かに子供を守ることでできる仕組みとするためには、障害児のデイサービス施設等対象を広げること、性犯罪歴については条例違反も対象とすること、幼少期から包括的性教育を行い、子供自身が自分を守るための知識を得られるようにすること、被害者の心身のケアのための支援体制を充実させること、子供への性犯罪の前歴がある者に対して再発防止のための施策の充実に努めること、こういったことが必要となります。

以上のような項目を入れた実効性のある制度とすることを求め、賛成討論といたします。

〔4 番 関 綾子君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第10号議案 速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 議第11号議案 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第9 議第11号議案 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔11番 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） 自由民主党、押本 修でございます。

議第11号議案 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書につきまして、公明党、やまとみどり、立憲国民クラブ、自由民主党新政会、自由民主党、大川 元議員、高峰 章議員を代表し、提案理由の説明をいたします。

地方創生の推進とともに、地方議会の担う役割の重要性が増大しています。このような状況下、地方議員はこれまで以上に地方行政の広範囲かつ専門的な諸課題について、住民とコミュニケーションを深めるとともに、意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては、地方議員の専門化が進んでいます。かつてのような名誉職ではなく、地方議会議員は職業へと実態が変化しており、議員の成り手も会社員等からの転身者が増えている状況にあり、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることとなり、家族の将来や老後を心配することなく選挙に立候補できる環境が整い、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられます。

近年国は、所定労働時間の要件を見直し、給与所得者を広く厚生年金の適用対象とする方向で制度改正が実施されており、適用拡大は基礎年金の水准确保に効果が大きいとされた財政検証結果も公表されていることから、地方議会議員を含め厚生年金への加入者が増加することは、年金制度の安定性に寄与するものと考えます。

また、厚生年金の加入要件は、適用事業所で働き、労働の対価として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることとされています。地方議会議員は、所属する自治体から毎月定額の報酬が源泉徴収され支給されており、勤務時間の定めはないものの、経常的に当該団体に関する活動を実施していることから、厚生年金の加入要件を実質的に充足していると考えます。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に整備していただくよう強く要望いたします。

以上です。

〔11番 押本 修君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党の上林真佐恵です。議第11号議案 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に対する反対討論を行います。

本意見書は、地方議員が厚生年金に加入できるよう国に法整備を求めるものです。全国でも議員の成り手がいないことが問題となっており、様々な立場の方が議員に立候補すること、議員活動を続けることができる環境を整えることはとても重要であると考えます。

しかし、一方で、国民年金は、この10年間で物価上昇分を差し引いた実質で6.7%も減らされています。高齢者は年金だけでは暮らせず、市内でも多くの高齢者が生活のためにガードマンや清掃等の肉体労働を余儀なくされています。

こうした状況下で市民の理解が得られるとは思えず、また全ての人の豊かな老後を保障するため、国民年金を底上げすることこそが求められていると考えることから、本意見書に反対し、討論といたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔4 番 関 綾子君 登壇〕

○4番（関 綾子君） 議席番号4番、関 綾子です。厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に対し、反対の立場で討論を行います。

国民年金には、地方議会議員以外にも個人事業主やフリーランスとして働く人が加入しています。保険料の半分を雇主が負担する厚生年金と比較すれば、保険料を100%自分で支払わなければならない上、将来年金でもらえる額も少なく、厚生年金加入者よりも老後に多くの資金を準備しなければなりません。それは、地方議会議員だけでなく、個人事業主やフリーランスの人も同じです。幅広い層の政治参加や多様な人材が議会に参画できる環境を整えることは重要です。

現状、雇用で働いている人は、多くの場合、仕事を辞めて議員に挑戦しなければならず、それはハードルの高いことです。落選すれば無職になってしまいますし、議員を辞めた後の就業も問題です。こういった雇用されていた人が参画しやすくするためには、雇う側に立候補や議員活動のための休職制度が整備されるといったことが有効であると考えます。

年金制度自体が不均衡なものであって、国民年金に加入している中から地方議会議員だけ厚生年金に加入できたほうがよいという正当性はないと考えます。

以上、反対討論といたします。

[4 番 関 綾子君 降壇]

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第11号議案 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議第12号議案 コロナ感染拡大第10波へ万全の対応を求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第10 議第12号議案 コロナ感染拡大第10波へ万全の対応を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[6 番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 議第12号議案 コロナ感染拡大第10波へ万全の対応を求める意見書について、日本共産党を代表し、提案理由の説明を行います。

現在新型コロナウイルス感染症の感染状況は把握できない状況ですが、定点把握データによると、11月26日までの1週間では、1医療機関当たりの平均患者数が2.33人で前週の1.19倍となり、3か月ぶりに増加に転じました。その後も、12月3日までの1週間で2.75人で1.18倍、12月10日までの1週間で3.52人で1.28倍と増え続け、今後年末年始を挟んで大きく増える可能性があります。

インフルエンザについても、12月10日までの1週間で1医療機関当たり33.72人となっており、今季初めて警報の基準30人を超えました。医療・保健体制の拡充が求められています。

また、全国コロナ後遺症患者と家族の会が発足し、12月8日、国に支援強化などを要望しています。国と東京都に対して万全の態勢を取るよう求める必要があります。

以下、読み上げて提案とします。

コロナ感染拡大第10波へ万全の対応を求める意見書。

新型コロナウイルス第9波による9月の死者はコロナ関連死も含め5,200人を超え、5類移行後、月間で最多だったことが分かった。第9波全体では14,000人を超えた。

東大和市では、迅速で安全なワクチン接種に取り組むとともに、医療機関等への物価高騰対応助成を支給す

るなどの取組を進めているが、新型インフルエンザが猛威を振るい始めているもとの、コロナ第10波の到来に万全の体制が求められる。

よって、東大和市議会は、国と東京都に対して万全の対策を取るよう求める。

記。

- 1 感染状況や医療現場の実態などについて、科学的で正確な情報発信を積極的に行うこと。
- 2 医療機関に対する補助を拡充するなど、医療・保健体制の拡充を図ること。
- 3 感染者に対する治療薬、入院費用等の公費負担を復活させること。
- 4 クラスターの発生を避けるため、学校・保育園などの子ども施設、高齢者施設、障害者施設等に検査キット等を配置すること。
- 5 コロナ後遺症の理解促進や、相談・治療体制の強化、生活支援・経済的支援を抜本的に強化すること。

以上です。

よろしく申し上げます。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第12号議案 コロナ感染拡大第10波へ万全の対応を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第 1 1 議第 1 3 号議案 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第11 議第13号議案 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7 番（上林真佐恵君） 日本共産党の上林真佐恵です。

議第13号議案 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書について、提出者を代表し、提案理由の説明を行います。

加齢性難聴者に対する補聴器の補助制度については、市民からの要望も強く、都内でも独自に助成を行う区市町村が増えていることから、国や東京都による制度の創設が急がれています。難聴によって家族や友人とのコミュニケーションが減り、孤独を感じている高齢者は少なくありません。高齢者が社会の中でつながりを持ち、生き生きと暮らしていくために補聴器の購入補助制度はその一助となると考えることから、本意見書を提出するものです。

以下、読み上げて提案といたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書。

我が国の難聴率は欧米諸国と同様、高齢者の2人に1人が難聴であると推計されている。難聴がきっかけで会話を楽しむことができず、人とのつながりから遠ざかってしまう方も多く、コミュニケーションが減ることが認知症のリスクを高めることも明らかになっている。さらに背後からの車両の接近に気づけなくなるなど、交通事故に遭いやすくなることなども懸念されている。

WHOは、中等程度の難聴、41デシベル以上から補聴器をつけることを推奨している。しかし欧米諸国と比べ、我が国の補聴器使用率は低く、補聴器が高額であることが大きなハードルとなっている。補聴器の価格は、1台（片耳）あたりおおむね3万円～50万円であり、平均価格は1台15万円程度と言われているものの、保険適用ではないため、全額自己負担となる。身体障害者福祉法第4条に規定される身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により原則1割負担で取得できるが、その対象者は僅かであり、補聴器購入者の約9割は自費で購入している実態がある。高齢者からは「高額のために買うのを諦めた」等の声が多く聞かれている。

欧米諸国では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、我が国においても、高齢者の補聴器購入に対し補助を行う自治体が増えている。補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えることから、東大和市議会は国と東京都に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第13号議案 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第12 議第14号議案 米軍横田基地CV22オスプレイの墜落・死亡事故を受け、オスプレイの全機飛行停止、横田基地からの全面撤去、自衛隊立川基地への飛来中止を求める意見書

○議長（東口正美君） 日程第12 議第14号議案 米軍横田基地CV22オスプレイの墜落・死亡事故を受け、オスプレイの全機飛行停止、横田基地からの全面撤去、自衛隊立川基地への飛来中止を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党の上林真佐恵です。

議第14号議案 米軍横田基地CV22オスプレイの墜落・死亡事故を受け、オスプレイの全機飛行停止、横田基地からの全面撤去、自衛隊立川基地への飛来中止を求める意見書について、提出者を代表し、提案理由の説明を行います。

11月29日に鹿児島県屋久島沖で発生した米空軍CV-22オスプレイの墜落事故を受け、米軍は12月6日にオスプレイ全機の運用を停止しました。

米国防総省は、調達数を満たしたため、2026年にオスプレイの生産ラインを閉鎖するとしています。報道に

よれば、機体の不具合や事故の多発などで米国外からの調達数が伸びなかったことなどが影響したと複数の関係者が明らかにしたといえます。

オスプレイの運用をめぐることは、米国内でも疑問の声が広がっています。米政府や議会に強い影響力を持つとされる米軍予備役の支援団体リザーブ・オーガニゼーション・オブ・アメリカによれば、これまでに乗組員56人が死亡、今回の墜落事故でさらに8人が追加されました。

とりわけ、2022年から2023年の2年間で20人が死亡しており、同団体は、墜落事故発生の日に即日オースティン米国防長官に即時飛行停止を求める書簡を送付しています。書簡は、オスプレイほど致命的な米軍機は存在しない、あと何人の若い戦士が死に、負傷するのかと訴えると同時に、軍への入隊や予備役の登録への否定的な影響を懸念し、運用継続そのものに強い疑問を投げかけています。

構造的欠陥を持つオスプレイが、東大和市上空だけでなく、日本国内を飛行することに市民からも強い不安の声が上がっています。飛行停止の継続と全面撤去は、市民の安全を守る立場からも当然の要求と考え、本意見書を提出するものです。

以下、読み上げて提案といたします。

米軍横田基地C V22オスプレイの墜落・死亡事故を受け、オスプレイの全機飛行停止、横田基地からの全面撤去、自衛隊立川基地への飛来中止を求める意見書。

11月29日、屋久島沖で米軍横田基地所属のC V22オスプレイが墜落し、乗組員8名のうち既に1名の死亡が確認された。米海兵隊の機体を含め、オスプレイは開発段階からこれまでに何度も墜落・死亡事故を繰り返しているが、国内での死亡事故は初めてである。

報道によれば、今回の墜落事故について、元自衛隊幹部はエンジンやトランスミッションなど動力システムのトラブルの可能性が高いとしている。横田基地のC V22オスプレイは2018年4月の横田基地への初飛来以降、昨年10月までに少なくとも5回、エンジントラブルなどで緊急着陸を繰り返している。さらに米空軍特殊作戦軍は昨年8月、ノルウェー北部でC V22がクラッチの不具合で緊急着陸、飛行不能に陥ったことを受け、横田基地を含む空軍保有のC V22、53機全機を一時飛行停止した。不具合が起きる原因はいまだに不明である。

開発当初から指摘されてきたオート・ローテーション機能の欠如に加え、オスプレイの機体そのものに構造的欠陥があることは明らかである。

日本政府は11月30日午前、米軍に安全性が確認されてから飛行するよう要請したが、事故後も米軍オスプレイは傍若無人に日本国内での飛行を繰り返している。

よって東大和市議会は、市民の安全を守るため、政府に対し以下のとおり要請する。

記。

1 事故機の乗組員の捜索に全力を挙げるとともに、米軍横田基地所属のC V22や自衛隊立川基地に飛来するV22を含むオスプレイを直ちに全機飛行停止すること。

2 米軍横田基地へのオスプレイ追加配備計画を中止し、国内配備のオスプレイ全機を撤去すること。自衛隊V22オスプレイについても、立川基地への飛来を今後一切中止するとともに、全機撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第14号議案 米軍横田基地C V22オスプレイの墜落・死亡事故を受け、オスプレイの全機飛行停止、横田基地からの全面撤去、自衛隊立川基地への飛来中止を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第13 議第15号議案 北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議

○議長（東口正美君） 日程第13 議第15号議案 北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第15号議案 北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 議第16号議案 ロシアのウクライナ侵略の即時停止及びガザでの即時停戦等を求め、

深刻な国際情勢を打開するための積極的な平和外交の推進を求める決議

○議長（東口正美君） 日程第14 議第16号議案 ロシアのウクライナ侵略の即時停止及びガザでの即時停戦等を求め、深刻な国際情勢を打開するための積極的な平和外交の推進を求める決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第16号議案 ロシアのウクライナ侵略の即時停止及びガザでの即時停戦等を求め、深刻な国際情勢を打開するための積極的な平和外交の推進を求める決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 陳情の付託

○議長（東口正美君） 日程第15 陳情の付託を行います。

12月15日正午までに受理した陳情を御配付してあります文書表のとおり、建設環境委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第16 閉会中の特定事件調査について

○議長（東口正美君） 日程第16 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会から、御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件の調査の申出があります。

お諮りいたします。

申出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第17 議員派遣について

○議長（東口正美君） 日程第17 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、御配付してあります議員派遣についてのとおりに、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（東口正美君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時50分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 東 口 正 美

副 議 長 大 后 治 雄

署 名 議 員 中 村 庄 一 郎

署 名 議 員 木 戸 岡 秀 彦